

番号	分類番号	分類	質問	回答	備考
1	1	事業	マイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）とは何ですか。	マイナンバーカードを取得しマイキーIDを設定してマイナポイントを申し込んだ者が、キャッシュレス決済サービスに一定金額を前払等した場合に、マイナポイントとして、当該キャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等を付与することにより、消費税率引上げに伴う需要平準化策として消費の活性化を図ると同時に、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を行うことを目的とした事業を「マイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）」といいます（本事業とは別事業です。）。 マイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）のHP： https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/	
2	1	事業	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金とは何ですか。	本事業とは別事業である、中小・小規模事業者等におけるキャッシュレス決済サービスを使ったポイント還元等を実施するためのキャッシュレス決済事業者等の事業費等の経費の一部を補助することにより、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、中小・小規模事業者等における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進することを目的とした事業を「平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金」といいます。当該事業のうち、キャッシュレス決済事業者が中小・小規模事業者等にキャッシュレス決済端末等の導入を行う事業に対して、事業を実施するために必要な経費の一部を補助する事業を「平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）」といいます（本事業とは別事業です。）。 平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金のHP： https://cashless.go.jp/ 平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）のHP： https://cashless.go.jp/providers/kessaitanmatu.html	
3	2	補助対象者	マイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）のマイナポイント付与対象期間終了までに準B型決済事業者の要件である中小・小規模事業者等の定義に該当しなくなった場合でも補助金は受け取れますか。	マイナポイント付与対象期間中に中小・小規模事業者等の定義に該当しなくなった場合、補助金を受け取ることはできません。当該事業者が発生する場合、前もってその旨を事務局に申告の上、事務局の指示に従い適切な手続きを取ってください。	
4	2	補助対象者	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）の交付申請不要申告書を提出していても、本事業の補助対象者ですか？	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）において交付決定されているキャッシュレス決済事業者が対象となるため、本事業の対象外です。	
5	2	補助対象者	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）の交付決定後、当該交付決定を取り下げた場合でも、本事業の補助対象者ですか。	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）の交付決定後、当該補助事業を実施しているキャッシュレス決済事業者が対象なので、本事業の対象外です。	
6	2	補助対象者	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）の交付決定後、実績報告で加盟店への導入実績が0台だった場合でも、本事業の補助対象者ですか。	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）の交付決定後、当該補助事業を実施しているキャッシュレス決済事業者が対象となるため、原則本事業の対象外です。	
7	2	補助対象者	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金でキャッシュレス決済事業者の登録取下げ、または不正等の理由により決済事業者登録取消となった場合でも、本事業の対象者ですか。	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金において事業者登録されているキャッシュレス決済事業者が対象なので、本事業の対象外です。	
8	2	補助対象者	本事業の交付申請期間後にマイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）に登録されたキャッシュレス決済サービスを取り扱う予定の場合でも本事業の対象者ですか。	本事業の対象にはなりません。交付申請時点でマイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）に登録されたキャッシュレス決済サービスを取り扱っていることが補助対象者の要件です。	
9	2	補助対象者	マイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）に登録されたキャッシュレス決済サービスは、どこで確認できますか。	総務省のマイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）ホームページ内にて確認できます。 https://mynumbercard.point.soumu.go.jp	
10	3	補助対象事業	マイナポイント付与対象期間はいつですか。	総務省のマイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）のマイナポイント付与対象期間のことを指しており、現時点では、2020年9月1日～2021年3月31日とされています。	
11	3	補助対象事業	本事業を活用してキャッシュレス決済端末等を導入する加盟店との契約を証明する必要はありますか。	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金に登録されている加盟店であれば、契約の証明は不要です。登録されていない加盟店である場合は、実績報告時に加盟店との無償提供の契約を証明いただく予定です。	
12	3	補助対象事業	キャッシュレス決済端末の操作に関する説明・フォローアップを行うことが条件となっていますが、具体的に何をすればよいですか。	加盟店がキャッシュレス決済端末を取り扱うために必要な操作方法や故障した場合の対応等、加盟店のキャッシュレス決済サービスの導入が円滑に進むためのフォローアップを補助対象者自らが行ってください。	
13	3	補助対象事業	公募要領の2.6⑥の「キャッシュレス・決済端末補助事業において補助金交付された実績のあるキャッシュレス決済端末本体等と本事業で導入する端末は異なる端末であることを証明できること。」は、どのような方法で証明すればよいですか。	実績報告時に、加盟店に導入した端末固有情報（シリアルナンバー等）に紐づく設置日・アクティベート日・加盟店情報・トランザクション等が第三者の視点で証明できる書面、データ等の固有の情報で証明いただく予定です。	
14	3	補助対象事業	本事業で補助されない費用等は加盟店に請求してもよいですか。	請求はできますが、平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）の補助対象経費との重複や、キャッシュレス決済サービスの月額費用等に端末費用を上乗せする等、補助対象経費を加盟店にコスト負担させることは本事業では認められていません。	
15	3	補助対象事業	加盟店にキャッシュレス決済端末本体等を無償提供することが確認できる契約書等は、紙面ではなく、WEB上で取り交す無償提供の合意が確認できるエビデンスでもよいですか。	補助対象者であるキャッシュレス決済事業者と端末導入加盟店での無償提供の合意が確認できるものであれば、手段は問いません。	
16	3	補助対象事業	マイナポイント付与対象期間終了前に、加盟店に導入済みの端末が盗難にあった場合は、加盟店の管理責任として費用請求してもよいですか。	本事業を活用して調達し、加盟店導入した端末においては、加盟店に非がある場合を除いて、加盟店へのコスト負担は原則として認められません。	
17	4	補助対象経費	本事業では付属品は補助対象ですか。	原則として付属品等は補助対象外ですが、キャッシュレス決済端末本体とマイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）に登録されているキャッシュレス決済サービスを取り扱える付属品等を同一の補助対象者がセット品として加盟店に導入していることを証明できる場合に限り、付属品等費用も補助対象となり得ます。対象となり得る付属品については公募要領補足①をご確認ください。	
18	4	補助対象経費	キャッシュレス決済端末本体を既に設置した加盟店に対して、マイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）に登録されているキャッシュレス決済サービスを取り扱える付属品等を無償提供した場合、付属品等は本事業の補助対象となりますか。	原則として付属品等は補助対象外ですが、キャッシュレス決済端末本体とマイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）に登録されているキャッシュレス決済サービスを取り扱える付属品等を同一の補助対象者がセット品として加盟店に導入していることを証明できる場合に限り、付属品等費用も補助対象となり得ます。 キャッシュレス決済端末本体を既に設置済みの場合は、当該付属品を取り付ける端末本体の製品名や型番等を明らかにした上で、設置済の端末本体の単価を0円として付属品費用と併せて申請してください。対象となり得る付属品については公募要領補足①をご確認ください。	
19	4	補助対象経費	キャッシュレス決済端末本体と付属品それぞれ違うメーカー等から調達して加盟店にセット品として提供している場合、どちらも補助対象ですか。	違うメーカーからの調達でも、キャッシュレス決済端末本体とマイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）に登録されているキャッシュレス決済サービスを取り扱える付属品等を同一の補助対象者がセット品として加盟店に導入していることを証明できる場合に限り、付属品等費用も補助対象となり得ます。対象となり得る付属品については公募要領補足①をご確認ください。	
20	4	補助対象経費	キャッシュレス決済端末本体と付属品のセット品を補助対象とする場合、端末の機能要件である5つの機能全てを有する必要がありますか。	キャッシュレス決済端末本体のみで「読み取り機能・決済処理機能・精算データ作成機能・精算データ送信機能・通信機能」の5つ全ての機能を有する必要があります。	

番号	分類番号	分類	質問	回答	備考
21	4	補助対象経費	キャッシュレス決済端末本体と付属品等をパッケージとしてメーカー等から調達した際に、決済端末本体と同梱されている補助対象外の付属品等は、補助対象ですか。	本事業の補助対象外経費に分類される付属品等がキャッシュレス決済端末本体と同梱されている場合、その付属品なども原則補助対象外です。同梱されている付属品等とキャッシュレス決済端末本体の費用を切り分け、端末本体のみの費用を補助対象経費と考慮してください。	
22	4	補助対象経費	消費税は補助対象ですか。	補助対象外です。なお補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、定められた様式により速やかに補助金事務局に報告する必要があります。	
23	4	補助対象経費	同一の事業者が単独申請と共同申請を行う場合、補助金申請上限額はどのように考えますか。	補助金を受給する決済事業者1者に対しての申請上限額が3億円です。単独申請と共同申請それぞれで同一の決済事業者が補助金を受給する場合は、単独申請と共同申請の合算が上限3億円です。	2020/6/29 公募要領の申請上限金額変更に伴い修正 上限額1億円→3億円
24	4	補助対象経費	1決済端末あたりの補助上限額5万円は、1台あたりの消費税抜き単価の何を指していますか。	1台あたりの消費税抜き単価を指しております。1台10万円（税抜）の場合、補助額は1台5万円（税抜）以内です。	
25	4	補助対象経費	1事業者あたりの補助金申請下限額100万円を下回る申請をした場合、本事業の補助対象になり得ますか。	補助対象経費に1/2乗した額が100万円を1円でも下回る場合は、補助対象外です。	2020/5/22 公募要領の設置期間延長に伴い修正 下限額500万円→100万円
26	4	補助対象経費	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）を活用して導入した端末を、本事業を活用して導入した端末と置き換えたとしても補助対象ですか。	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）を活用して導入した端末について、正当な理由なく本事業への置き換えを行った場合、どちらの端末も補助対象外と判断する場合があります。	
27	4	補助対象経費	交付申請前に既に三者見積もりを取得済の場合は、交付申請時に三者分の見積もりを提出すべきですか。	三者分の見積もりの内、最安値の単価となる見積もりのみ提出してください。なお、交付決定前で見積取得については問題はありませんが、補助対象経費に係る契約・発注行為は原則交付決定日以降に行ってください。	
28	4	補助対象経費	三者以上の見積もりが取得できない場合、どのような手続きが必要ですか。	三者見積りが取得できない場合、交付申請時は1者の見積もりを提出し、実績報告時には、三者以上の見積書を取得できないことが認められるべき理由を記載した特命発注書、および見積価格の妥当性を証明する資料等を事務局へ提示してください。	
29	4	補助対象経費	利益等排除に該当する端末を申請する場合は、交付申請時に利益等排除後の原価で申請すべきですか。	原則として利益等排除後の原価で申請してください。原価の証明が交付申請に間に合わない場合に限り、販売価格等の単価で申請してください。その場合は、利益等排除に該当する端末がどの端末か事務局が把握できるように、交付申請時に申告してください。	
30	4	補助対象経費	実績報告時に補助金申請下限額である100万円を下回った場合、補助金をもらえないことになり得ますか。	下限額の100万円は、交付申請時に制限する下限額のため、実績報告時に100万円を下回ったとしても補助金支給には影響しません。ただし、交付申請金額を証明する端末導入計画が、実現性の低い計画と事務局が判断した場合は、不採択となる場合があります。	2020/5/22 公募要領の設置期間延長に伴い修正 下限額500万円→100万円
31	4	補助対象経費	PCやスマートフォン、タブレットで決済できるキャッシュレスサービスを提供する場合は、キャッシュレス決済サービス以外に利用できる汎用端末でも本事業の補助対象ですか。	キャッシュレス決済サービス以外の目的にも利用できる汎用端末においては、原則として本事業の補助対象外です。ただし、当該汎用端末がキャッシュレス決済サービス以外の目的で利用できないことを証明できる場合は、その限りではありません。	
32	4	補助対象経費	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）でキャッシュレス決済端末本体を誤って端末本体以外の費用区分で交付申請してしまいました。本事業で同機種を導入の予定ですが、決済端末の機能要件である5つの機能を有すれば本事業の補助対象ですか。	5つの機能要件をカタログ・仕様書等で証明できる場合に限り、本事業の補助対象です。	
33	4	補助対象経費	付属品を交付申請する場合の1決済端末あたりの補助金申請上限額は、端末本体と付属品等の合計の単価を指していますか。	端末本体と付属品の単価の合計額が5万円です。	
34	4	補助対象経費	端末本体に設置費が含まれる場合でも補助対象ですか。	端末本体と設置費を切り分けられる場合は、端末本体の費用のみ補助対象経費です。両者を切り分けられない場合は、原則すべて補助対象外経費となるため、必ず事前に事務局に相談すること。	
35	4	補助対象経費	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）の補助対象期間に調達した端末が新型コロナウイルスの影響で設置できなかった場合、本事業を活用し加盟店に端末導入しても補助対象になり得ますか。	本事業の補助対象事業・補助対象経費と条件を満たすことが証拠等で確認できる場合に限り、補助対象になり得ます。	
36	4	補助対象経費	一つの加盟店に対して、複数の事業者が決済端末を設置する場合も、全ての端末が補助対象になり得ますか。	決済サービスの提供に必要な端末であれば、補助対象です。ただし、マイナポイント付与対象期間終了まで加盟店が利用に供する状態でない場合は、補助対象外です。	
37	4	補助対象経費	決済端末を端末メーカーから値引きされた金額で購入した場合、補助対象経費をどのように扱えばよいですか。	補助事業を実施するための決済端末等を導入する際に要した「調達コスト」のみを補助対象とします。そのため、値引き後の調達金額が補助対象経費です。	
38	4	補助対象経費	本事業で設置したキャッシュレス決済端末が、マイナポイント付与対象期間内に一度も使用されなかった場合、交付された補助金を返金しなければなりませんか。	当該端末が店頭で設置され、消費者が利用可能な状態であれば、返金を求めません。	
39	4	補助対象経費	決済端末を利用するために必要な通信費用も本事業の補助対象ですか。	通信費用は原則対象外です。	
40	5	在庫の取扱い	本事業の交付決定前に調達済みの決済端末を導入する計画で交付申請しても本事業の補助対象になり得ますか。	原則、本事業の交付決定前に調達（契約・発注）した決済端末等は本事業の補助対象外です。ただし、2019年12月20日以降に調達したものは在庫として本事業の補助対象となる場合があります。在庫端末を交付申請する場合は、在庫分の原価を証明する見積書・発注書・支払い証券を添付の上、申請してください。詳細公募要領2.7.5参照。 なお、平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）の補助を受けた端末については本事業の補助対象ではありません。	
41	6	加盟店	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金のように事業者ポータルへの加盟店の登録は必要ですか。	本事業では加盟店登録は不要ですが、実績報告時に加盟店情報を報告いただく予定です。	
42	6	加盟店	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）と本事業の加盟店要件の違いは何ですか。	公募要領の「2.8キャッシュレス決済端末本体等の設置対象となる中小・小規模事業者等」をご確認ください。	
43	6	加盟店	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金で登録した加盟店に本事業を活用して端末を導入しても補助対象になり得ますか。	妥当な理由を説明できる場合に限り補助対象です。	

番号	分類番号	分類	質問	回答	備考
44	6	加盟店	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金で登録していない加盟店に端末を導入した場合でも補助対象になり得ますか。	本事業の中小・小規模事業者等の要件に適合する場合に限り、補助対象です。	
45	6	加盟店	端末導入後に中小・小規模事業者等の要件不適合となった場合でも補助対象になり得ますか。	マイナポイント付与対象期間中に中小・小規模事業者等の要件不適合となった場合は、本事業の補助対象外です。加盟店への請求可否については公開されるマニュアルをご確認ください。	
46	6	加盟店	本事業の交付決定後に調達した端末を加盟店に導入し、マイナポイント付与対象期間中に他の加盟店に端末を移設した場合でも、利用に供する状態であれば補助対象になり得ますか。	移設の理由によっては補助対象外の場合があります。事前に事務局にご相談ください。	
47	6	加盟店	加盟店営業のエリアが全国であり、実績が1都道府県の加盟店のみにとどまった場合、補助金を受けられないことはありませんか。	そのような規定はありません。	
48	6	加盟店	ECサイトの中小・小規模事業者等も本事業の対象加盟店ですか。	本事業の対象外です。	
49	6	加盟店	フランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者等は、本事業の対象加盟店ですか。	本事業の対象です。	
50	6	加盟店	準B型決済事業者が加盟店でもある場合、当該事業者は本事業の対象加盟店ですか。	本事業の中小・小規模事業者等の要件に適合する場合に限り、補助対象です。	
51	6	加盟店	加盟店に事務局から端末導入の調査が入ることはありますか。	あり得ます。その場合は、補助対象であるキャッシュレス決済事業者経由で調査のご協力依頼をする予定です。	
52	6	加盟店	加盟店に端末を複数台設置する場合、2台目以降は補助対象外ですか。	当該端末をキャッシュレス決済事業者が無償で提供するのであれば、2台目以降も補助対象です。なお、機能重複等を理由に補助対象外と判断される可能性はあります。	
53	7	申請単位・回数	本事業の申請情報の取りまとめ、自社ではなく第三者が行ってもよいですか。	補助対象であるキャッシュレス決済事業者が申請情報の取りまとめと申請を行ってください。	
54	7	申請単位・回数	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）は1社での単独申請のみ交付決定をされている場合でも、本事業において共同申請で交付申請できますか。	もう1つの共同申請する決済事業者も平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）で交付決定をされていれば本事業の補助対象です。ただし、各申請者の役割が当該補助事業において同じ役割（端末等の所有者、設置者、使用者など）で交付決定を受けている場合に限ります。	
55	7	申請単位・回数	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）の共同申請の組み合わせとは異なる組み合わせで共同申請は可能ですか。	共同申請する決済事業者が平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）で交付決定をされていれば補助対象です。ただし、各申請者の役割が当該補助事業において同じ役割（端末等の所有者、設置者、使用者など）で交付決定を受けている場合に限ります。	
56	7	申請単位・回数	単独申請と共同申請の複数申請をする場合、交付申請時に添付する事業計画書は申請ごとに作成する必要がありますか。	その場合、事業計画書は申請ごとに作成する必要があります。	
57	8	共同申請	共同申請の場合における、補助金の支払先は指定できますか。	補助金はキャッシュレス決済端末等の所有者（決済端末等費用の負担者）に支払います。	
58	8	共同申請	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）においてリース会社との共同申請で交付決定されていますが、同じ実施体制で本事業の補助金受給は可能ですか。	本事業においては、リース会社との共同申請は認められません。	
59	9	交付申請及び交付決定	交付申請の書類が交付申請受付開始日である2020年5月11日より前に指定の私書箱に到着する場合でも、申請を受け付けられますか。	交付申請受付開始日である2020年5月11日以降に私書箱に到着した郵便物から公募対象として受付いたします。5月10日以前に到着した郵便物は受付できません。必ず5月11日以降に到着するよう郵送手配をしてください。	
60	9	交付申請及び交付決定	社内の規定で記録媒体の提出ができない場合は、平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金で使用している事業者ポータルにデータを添付してもよいですか。	原則として、紙の交付申請書類と同じ内容のデータを保存した記録媒体（CD-R、DVD-Rどちらでも対応可）のセットで交付申請書類とみなすため、ポータルでの申請は承りがねます。	
61	9	交付申請及び交付決定	本事業に交付決定されたキャッシュレス決済端末本体等の情報（製品、型番、単価等）はホームページ等に公表されますか。	交付決定されたキャッシュレス決済事業者の申請情報は本事業ホームページ等に掲載されることがあります。	
62	10	計画変更等について	本事業において交付決定されたキャッシュレス決済端末本体等の単価が事業の途中で交付決定額を超過する場合、計画変更は必要ですか。	計画変更は不要ですが、端末の単価が交付決定額を超過した場合は、交付決定額分までを上限として、補助金を交付します。なお、交付決定額を上回る計画変更はできませんが、事務局から精算払金額を変更する等の措置に係る通知がある場合は、その限りではありません。	2020/6/29 公募要領4.2記載修正に伴い変更
63	10	計画変更等について	本事業の交付決定後にリリースされる新商品のキャッシュレス決済端末本体等を計画変更して追加することはできますか。	端末本体の5つの機能要件に適合していないは認められる場合があります。本事業において交付決定額の増額となる変更はできませんが、事務局から精算払金額を変更する等の措置に係る通知がなされた日から起算して30日以内又は事務局が定める日のいずれか早い日までに通知に記載されている内容の変更を計画変更として認める場合があります。	2020/6/29 公募要領4.2記載修正に伴い変更
64	11	利用状況の確認	実績報告時に加盟店への端末設置・導入を証明する書類の提出は必要ですか。	本事業においては、事務局指定様式等の提出をもって、設置証明をしていただく予定です。取引データ等の第三者観点で設置の根拠となる情報を確認できないことが理由です。	
65	12	取得財産の管理等について	マイナポイント付与対象期間終了前に、加盟店起因による端末の処分や返却が発生した場合、加盟店に端末費用の請求をしてもよいですか。	原則、加盟店への費用請求は認められません。ただし、加盟店の非が明らか場合は、決済事業者と加盟店との民々契約の範囲内にて端末費用請求の可否をご判断ください。その場合、本事業の補助の対象外となり、補助事業者に交付した補助金は返還を求めます。	
66	12	取得財産の管理等について	本事業で導入した端末が、マイナポイント付与対象期間中に故意に利用に供せる状態ではなくなったことが明らかになった場合は、補助対象外ですか。	補助対象外です。	
67	13	その他	決済事業者から委託を受けた事業者による手続き代行申請は可能ですか。	本事業においては、手続き代行申請は認められません。必ず、キャッシュレス決済事業者自らが申請手続きを行ってください。	
68	13	その他	公募説明会等の実施予定はありますか。	実施予定はございません。お手数ですが、交付規程、公募要領、交付申請手引き、及び本書を熟読し、不明点については事務局にメールにてお問合せください。	
69	13	その他	概算払いはありますか。	本事業においては、概算払いは実施しません。	
70	13	その他	本事業に関する資料はどこからダウンロードできますか。	本HPの公開資料欄から各種資料をダウンロードいただけます。 https://tanmatsu-hojo.jp/	
71	14	補助事業期間	決済端末の設置・導入期限が2020年8月31日から延長され、2020年11月30日に変更されました。新たな期間に端末導入の計画を立てる場合、どのような手続きが必要ですか。	キャッシュレス決済事業者の状況によって必要な手続きが異なります。本事業への交付申請前のキャッシュレス決済事業者は2020年11月30日までの事業計画を立て、交付申請を行ってください。本事業に既に交付申請し、審査中及び交付決定を受ける前のキャッシュレス決済事業者は導入計画等に変更がなければ特に手続きは不要です。交付申請額が補助金上限額（3億円）に到達していない場合、延長期間分を含めた交付申請額で再申請を行うことができます。再申請が本事業の予算上限到達前に到着した場合、最初の交付申請は取下げとみなし、再申請いただいた内容にて審査をします。再申請が本事業の予算上限到達後に到着した場合、最初の交付申請分にて審査をします。	2020/5/22 公募要領の設置期間延長に伴い追加 2020/6/29 公募要領の申請上限金額変更に伴い修正 上限額1億円 →3億円

番号	分類番号	分類	質問	回答	備考
72	13	その他	本事業を活用して契約する加盟店を絞りたいのですが、本事業ウェブサイトへ事業者情報等の掲載は必須ですか。	本事業ウェブサイトへ事業者情報を掲載する際、交付決定事業者一覧と個票の2点を公開します。前者は事業者名、住所等、事業者の基本的な情報のみを記載するもので、原則掲載必須です。後者は交付決定を受けた端末の情報や端末詳細を閲覧できるURL、問い合わせ先等を記載するもので、交付申請時に掲載希望の有無とその理由を確認しております。個票については事業目的に反しない妥当な理由があれば、掲載を希望しない意向を反映します。特定の加盟店を優遇・冷遇するような理由は不適当です。 なお、事業実施中に加盟店からの問い合わせを受けられる体制を構築する必要がありますので、交付決定後に自社ウェブページにて問い合わせ先や端末情報等に加え、契約先を絞っている旨を掲載してください。	2020/6/11 説明会実施時の質問を追加
73	13	その他	本事業の事業実施中に加盟店へ無償貸与していた決済端末等について、取得財産管理の期限である、マイナポイント事業のマイナポイント付与対象期間終了後の対応に関して事務局からの制限はありますか。	取得財産管理期限の終了後は、無償貸与していた決済端末等の取扱いについて事務局からの制限はありません。キャッシュレス決済事業者と加盟店の契約次第です。ただし、補助金事業の性質上、特定の加盟店を優遇・冷遇するようなことは認められません。加盟店に対して統一したプランを提示してください。	2020/6/11 説明会実施時の質問を追加
74	13	その他	本事業を活用して加盟店と契約を結ぶ際、本事業適用の可否を個別に判断して良いでしょうか。	本事業ではキャッシュレス・消費者還元事業と異なり、加盟店からの要望に応じて、1台以上の決済端末等を無償貸与することは要件ではありません。そのため、特定の加盟店を優遇・冷遇することのないよう、一律の基準を設けるのであれば問題ありません。	2020/6/11 説明会実施時の質問を追加
75	2	補助対象者	自社サービスがマイナポイント事業に登録されていない場合、本事業の対象外ですか。	自社のキャッシュレス決済サービスがマイナポイント事業に登録されていることは、本事業の要件ではありません。その場合、マイナポイント事業に登録されている他社のキャッシュレス決済サービスを加盟店に提供できなければなりません。	2020/6/11 説明会実施時の質問を追加
76	3	補助対象事業	キャッシュレス・消費者還元事業で登録済みの決済端末とは異なる端末を、本事業を活用して加盟店に導入することは可能ですか。ここでいう端末は、同一型番でシリアルナンバーが異なる、ということではなく、全く別の型番という意味です。	可能です。キャッシュレス・消費者還元事業にて登録済の端末（型番）のみ本事業で導入可能という規定はありません。ただし、マイナポイント事業に登録されているキャッシュレス決済サービスと共に、当該サービスの決済が可能なキャッシュレス決済端末本体等であることが要件という点にご注意ください。	2020/6/11 説明会実施時の質問を追加
77	4	補助対象経費	端末を自社調達する場合、価格の妥当性を証明するにはどういった証憑を提出すればよいですか。	自社調達の場合、端末の製造原価が補助対象経費です。製造原価の妥当性については過去に製造した際の原価や販売価格等での証明を想定しています。	2020/6/11 説明会実施時の質問を追加
78	9	交付申請及び交付決定	交付決定後、自社ウェブページで交付決定を受けた端末の情報等を掲載することになりますが、掲載必須の情報はありますか。	自社ウェブページに公開された情報を元に、加盟店が本事業を活用した端末の導入を検討できる状態が望ましいです。そのため、①端末の情報（型番、対応可能なキャッシュレス決済サービス、機能等）②問い合わせ先、については掲載必須です。詳細は端末やサービスによって異なりますので、加盟店が端末導入を検討できるような内容を記載してください。	2020/6/11 説明会実施時の質問を追加
79	2	補助対象者	複数の加盟店を包括的に管理している包括代理加盟店の店子加盟店に端末を設置した場合、本事業の補助対象とする事はできますか。	店子加盟店ということをもって本事業の活用を制限することはありません。他の要件に抵触しない限り、本事業の補助対象です。	2020/6/11 説明会実施時の質問を追加